

さわやかセンターエアコンレンタル 仕様書

1. 番号及び件名

令 8 長廃借第 2 号 さわやかセンターエアコンレンタル

2. 業務概要

さわやかセンターにおける空調環境の整備を目的とし、5 年間賃貸借及びそれに伴う付帯設備工事を行うものである。

3. 物件の内容及び仕様

	借上物品	数量	設置場所
1	ルームエアコン（床置き型） 4 馬力以上の機能を有するもの	2 台	休憩室 A 約 95 m ²
2	ルームエアコン（壁掛け型） 2.5 馬力以上の機能を有するもの	1 台	休憩室 B 約 43 m ²

- ・ 借上物品の運搬、設置及び各物品の稼働に必要な付帯工事を施すこと。
- ・ 設置完了後は動作確認と試運転調整を行うこと。
- ・ 借上期間終了後は、物品の取外し、運搬及び建物の現状復旧をすること。
- ・ 借上物品設置個所について別紙配置図のとおり。

4. 賃貸借（リース）期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までの 5 年間（60 か月）とする。

なお、本契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、契約の変更又は解約することができるものとする。

5. 設置場所及び納入期限

（1）設置場所 さわやかセンター 休憩室（魚沼市中島 653 番地 1）

（2）納入期限 令和 8 年 8 月 31 日とする。

※納入期限前に納入された場合にも、賃貸借期間開始日は令和 8 年 9 月 1 日とする。

6. 支払方法

月払いとし、契約額を 60 か月で除した額を 1 月分として、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。端数が生じた場合は最初の月に加算する。

賃貸借期間開始日の令和 8 年 9 月 1 日から賃借料が発生するものとし、契約締結日から納入期限までの間の支払いはしない。

7. 特記事項

借上物品の設置は、協議のうえで閉館日である月曜日に実施すること。

契約期間中における故障修理は、通常使用の範疇においては受注者負担とすること。

8. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。